

平成 21 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社カネミツ
代表者名 代表取締役社長 金光俊明
(コード番号 7 2 0 8 大証第二部)
問合せ先 取締役業務本部本部長 金光秀治
(TEL. 0 7 8 - 9 1 1 - 6 6 4 5)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 25 日開催の当社株主総会において、「定款一部変更の件」について決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、また、単元未満株式買増しに関する規程の新設、取締役の員数の上限の引き下げを行い、現行定款に以下のとおり変更を行いました。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 9 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行いました。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行いました。
- (3) 株主様の利便性に資するため、単元未満株式の買増しに関する規程を新設いたしました。
- (4) 経営の意思決定の効率化を図るため、取締役の員数の上限を12名以内から 8 名以内に引き下げました。
- (5) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所定の規定を設けました。
- (6) その他、必要な規定および文言の加除、修正等、所要の変更を行いました。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第9条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>②前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式の権利制限)</p> <p>第10条 <u>当社の株主(実質株主含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(新設)</p> <p>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株式の権利制限)</p> <p>第9条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 剰余金の配当を受ける権利</p> <p>3. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>4. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>5. 次条に規定する権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。</u> <u>ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</u> <u>②買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③<u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他の株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 <u>（削除）</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する手続きおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手續等</u>については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>12名</u>以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>8名</u>以内とする。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第 2 条</u> 本附則第 1 条および本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>

以上